

ホームアドパーク情報審査規約

第1条(目的)

ホームアドパーク情報審査規約(以下「本審査規約」といいます)は、株式会社アドパークコミュニケーションズ(以下「弊社」といいます)が管理運営するサービスにおける不動産物件情報(以下「物件情報」といいます)の掲載に際し、遵守すべき事項を規定します。

第2条(適用範囲)

本審査規約は、会員規約第2条1項に規定されるサービス(以下「本サービス」といいます)について適用されるものとします。但し、本サービスを利用する一般消費者(以下「消費者」といいます)の閲覧に供さないものについては、この限りではないものとします。

第3条(会員の遵守義務)

1. 会員は物件情報の掲載に際して、次の各号に掲げる法令、その他関係法規を遵守するものとし、これらに変更があった場合には変更後のものを遵守するものとします。
 - (1) 宅地建物取引業法
 - (2) 不当景品類及び不当表示防止法
 - (3) 不動産の表示に関する公正競争規約
 - (4) 不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
 - (5) 個人情報の保護に関する法律
2. 前項に加え、会員規約に定める各条項、本審査規約及び「ホームアドパーク掲載ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます)に記載の内容について、併せて遵守するものとします。

第4条(調査及び情報の審査)

1. 弊社は、入会時及び入会後に、に次の各号の要件を満たしていることを確認するための審査を、任意に行うことができるものとします。
 - (1) 宅地建物取引業の免許を有し、かつ、現に業として営んでいること。
 - (2) 行政・司法処分中、及び聴聞の公告・告示がなされていないこと。または処分終了後1年以上経過し、業務改善が認められること。
 - (3) 再入会の場合は、弊社との過去の取引において、支払状況、掲載内容等に問題が無かったこと。
 - (4) その他、入会にあたり、弊社の判断において特に問題ないと認められること。
2. 弊社は、会員が登録・提供した情報等に関し、第3条に準拠していることを確認するため、会員及びその他関係者に対して調査及び審査を任意に行うことができるものとします。
3. 弊社は、本サービスに掲載される物件情報への通報・指摘に対し、調査を行うものとします。
4. 前項の調査に際し、必要であると判断した場合には、調査先に対して、会員名及び該当物件の詳細を明示するものとします。
5. 弊社は、本条の調査及び審査の方法または結果等に関して、原則として開示する義務を負わないものとします。
6. 弊社は、本条の調査及び審査の実施にかかる費用の実費を会員に請求できるものとし、会員は当該費用負担に応じるものとします。
7. 本条の調査及び審査の実施に際し、会員に不利益が生じた場合にあっては弊社は一切の責任を負わないものとします。

第5条(会員の協力義務)

1. 会員は、本審査規約第4条に規定する弊社の調査及び審査に対し、協力する義務を負うものとし、弊社から請求があった場合に、必要な情報の一切を提供するものとします。

2. 弊社は、会員が合理的な理由なく当該調査及び審査への協力を拒否した場合、別途定める措置を講じることができるものとします。

第6条(物件情報の修正・削除)

1. 掲載された物件情報が会員規約ならびに本審査規約及びガイドラインに抵触すると判断した場合、弊社は会員に対し、当該物件情報の修正または削除を求めるものとします。
2. 弊社は、会員が前項の要請に従わない場合または当該物件情報が消費者に誤認を与えると判断したものに關しては、事前に何らかの通告及び会員への承諾を得ることなく、当該物件情報の修正及び掲載停止または削除ができるものとします。この場合、会員は弊社に対し、何らかの異議申し立てはできないものとします。

第7条(違反措置)

1. 弊社は、会員が本審査規約に違反した場合、その内容に応じて別途定めるペナルティーポイントを付加し、その累計により本サービスの利用停止または会員資格取消し等の措置を講じるものとします。
2. 弊社は、会員の違反内容が重大であると判断した場合、ペナルティーポイントの累計に係わらず本サービスの利用停止または会員資格取消し等の措置を講じるものとします。
3. 第1項により、付加されたペナルティーポイントは、それぞれのポイント確定日から1年経過時に消滅するものとします。但し、サービスの利用停止期間は当該期間に含まれないものとします。
4. 第1項の措置は、確定日から2週間以内に、原則として会員単位で適用するものとします。但し、違反内容により弊社が必要と判断した場合は、当該会員と資本関係のある他の会員についても同様の措置を適用できるものとします。
5. 会員は、第1項の措置により本サービスの利用停止期間中も利用料金等は継続して支払うものとします。また、会員資格取消しが確定した場合であっても、当月までの利用料金等は発生し、翌月請求日までに支払うものとします。
6. 利用停止等の措置を講じない軽微な違反、あるいはポイント付加から1年を経過し消滅した場合であっても、違反が繰り返され改善の余地が見られない会員や、消費者等からの通報・指摘が多い会員に対しては、弊社の判断により会員資格取消し等の措置を講じることができるものとします。
7. 会員が、任意に入退会を繰り返した場合においても、原則として付与日から1年を経過しない各ポイント及び本サービスの利用停止日数は、消滅しないものとします。
8. 会員が、本サービス利用停止期間の終了前に退会された場合、または会員資格取消しとなった場合は、退会または会員資格取消し日より半年を経過するまで、再入会できないものとします。

第8条(再入会の特約)

1. 会員が資格取り消しによる退会后、再度入会を希望する場合は、以下の各号を全て満たすものとします。
 - (1)利用料金等、弊社への債務の全額が完済されていること。
 - (2)会員資格取消しより、1年間を経過していること。
 - (3)会員資格取消しとなった事由が完全に除去され、業務が改善されていること。
2. 弊社は、再入会を希望する当該事業者等に対して、前項第3号が客観的に判断できる書面の提出または誓約書等の締結を義務付けられるものとし、当該事業者がこれに従わない場合、再入会を認めないものとします。
3. 弊社は、本条を満たしていると判断した場合のみ、再入会の審査を行うものとします。
4. その他の入会手続きについては、改めて所定の手続きを行い、入会金、事務手数料を支払うものとします。

第9条(免責事項)

会員は、本サービスの利用に起因する、消費者、または他の会員もしくはその他の第三者との間で紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、弊社は一切これと関わらないものとします。

第 10 条(本審査規約の改定と告知)

1. 弊社は、会員の承諾を得ることなく、本規約及び付随する規約を変更できるものとします。この場合直ちに変更後の規約が適用されるものとします。
2. 前項の変更は、弊社が適当と判断する方法で会員に通知するものとします。

第 11 条(その他)

本審査規約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

以上

VER2019.06

情報審査規約によるペナルティーの対象					
	項目名	違反事例	ペナルティーポイント	違反措置	
1	個人情報保護法に抵触する行為	個人情報保護法に抵触する行為	40	会員資格の取消し (会員規約第8条)	
2	おとり物件掲載	①架空物件を掲載する行為 ②内容や取引条件等が著しく事実と異なる、 虚偽物件を掲載する行為 ③不動産の表示規約第21条に抵触した行為	20	(累計に応じた措置) 10ポイント以上・・・1週間掲載停止 20ポイント以上・・・2週間掲載停止 30ポイント以上・・・4週間掲載停止 40ポイント以上・・・会員資格取消し	
3	成約物件掲載	成約日から起算して、8日間以上経過した物件 情報を掲載する行為	8日～14日間 5 15日～29日間 10 30日以上 15		
4	情報内容相違	①事実と異なり優良誤認に当たる情報を掲載する 行為 ②特段の事由なく、著しく近隣相場とかけ離れた 情報を掲載する行為 ③不動産の表示規約及び施行規則に定める、 必要表示事項を明示しない行為 ④条件が変更された物件情報の更新を怠る 行為	7		
5	無断掲載	売主・貸主・物元業者から、承諾を得ずに掲載 する行為	7		
6	画像の無断転用	売主・貸主・物元業者から、承諾を得ずに画像を 転載する行為	5		
7	重複掲載	同一物件を同時に掲載する行為、また別物件と して登録・掲載する行為	5		
8	回答遅延	問い合わせに対して3営業日を超えて返信を 怠る行為	4		
9	不適切な画像掲載	公正競争規約に違反する画像、物件と関係ない 画像(掲載ガイドラインに抵触する画像)の掲載	5		
10	不適切な文言の使用	物件と関係ない文言や、公正競争規約に違反 する用語の使用	4		
11	審査に対する非協力・虚偽報告	審査の為に資料提出・情報提供依頼に対し協 力を怠る行為及び、虚偽の内容を報告する行為	7		
12	その他弊社が不適切と判断する行為	①公序良俗に反する等、弊社が不適切であると 判断する行為 ②公正競争規約や弊社情報審査規約等の違反 を繰り返す行為 ③弊社並びに弊社のサービスにおいて、著しく 信用を損なう行為	5		
13	指摘事項の未訂正	審査の結果、指摘された物件情報の修正・削除 を怠る行為	4		弊社での該当物件情報削除

※掲載例以外にも上記違反として違反措置を実施する場合があります。

※違反措置による掲載停止中も、利用料金等は継続してお支払いいただきます。

※ペナルティーポイントは累計され、それぞれのポイントは確定日から1年経過時に消滅します。但し、掲載停止期間は含まないものとします。

【業務停止処分時の掲載停止期間の特例】

行政処分により業務停止となり広告掲載ができない場合、業務停止日数と併せてペナルティとして10日を上限とする掲載停止期間を付加することとします。
なお、ペナルティポイントについては、行政処分となった理由により、別途協議し付加することとします。